

平成 30 年 9 月 2 5 日

N I S A 口座をご利用頂いているお客様へ

N I S A 口座における非課税期間満了に伴うロールオーバーのご案内

平素は私ども大阪信用金庫を格別にお引き立て賜り、誠にありがとうございます。

さて、2014 年に N I S A 口座で購入された投資信託の非課税期間（5 年）は、2018 年末をもって期間満了となります。

つきましては、期間満了となる残高をお持ちのお客様に、「非課税期間終了対象残高のお知らせ」を 9 月下旬に郵送させていただきますので、以下の（1）（2）のどちらかをご選択ください。

また、本年末の年またぎの購入・解約についての留意事項について別紙に記しましたので、あわせてご確認ください。

（1）非課税期間の延長（ロールオーバー）を希望される場合

2014 年に購入された投資信託を、引き続き N I S A 口座で保有するためには、非課税期間の延長（ロールオーバー）の手続きが必要となります。ロールオーバーの手続きは当金庫から送付する「非課税期間終了対象残高のお知らせ」に同封の「移管依頼書」を 2018 年 12 月 25 日（火）までに、お早めにお取引店までご提出ください。なお、「移管依頼書」は、お取引店にもご用意しております。

（2）ロールオーバーを希望されない場合

ロールオーバーを希望されない場合は、特にお手続きは不要です。

上記ロールオーバーの手続きを行われなかった場合は、2018 年末時点の時価を取得価額として、課税口座（特定口座を開設されているお客様は特定口座、特定口座を開設されていないお客様は一般口座）に自動的に移管されることとなります。

なお、課税口座に移管後の普通分配金、譲渡益等については課税されることとなりますので、ご注意ください。

本件に関するご質問、ご不明な点がございましたら、お気軽にお取引店または下記の連絡先までお問い合わせください。

今後とも、大阪信用金庫をご愛顧賜りますよう、宜しく願い申し上げます。

【本件に関する照会先】

大阪信用金庫 業務部（平日の 9：00～17：00）

T E L：0120-880-568（音声ガイダンスによる操作方法 ③→①）

非課税期間終了にかかる年またぎの購入・解約についての留意事項

大阪信用金庫

平素より当金庫をご愛顧賜り誠にありがとうございます。

非課税期間終了にかかる非課税口座（一般NISA）における投資信託の年またぎの購入・解約にあたり、ご留意いただきたい事項を以下に記しましたので、ご注文の際は、以下の内容にご留意いただきますようお願い申し上げます。

ご留意いただきたい事項

1. 非課税口座での年またぎの購入

(1) 非課税口座での購入のお申し込みを本年中に行っていた場合でも、受渡日（買付の基準価額決定日の翌営業日）が翌年となる場合（以下「年またぎの購入」といいます。）、翌年の非課税投資枠を使用します。

(2) 非課税期間が終了する投資信託を翌年の一般NISAへ移管（以下「ロールオーバー」といいます。）する場合、年またぎの購入よりもロールオーバーを優先して翌年の非課税投資枠を使用します。

よって、年またぎの購入を行った投資信託の約定金額が、翌年のロールオーバー分を控除した非課税投資枠を超過する場合、当該超過分の購入は課税口座（当金庫に特定口座を開設している場合は特定口座、当金庫に特定口座を開設していない場合は一般口座）で行われます。

【投信インターネットサービスをご利用のお客さまは、以下(3)もご確認ください】

(3) 投信インターネットサービスをご利用の場合、本年12月25日より、「資産管理」-「非課税口座枠・残高照会」画面上の「非課税枠・非課税残高の状況」欄に、翌年の非課税投資の余裕枠が表示されますが、年内の表示については、ロールオーバーによる非課税投資枠の使用は考慮されません。

そのため、ロールオーバーを選択されているお客様が年またぎの購入を行う場合、非課税投資の余裕枠が表示されていても、年またぎの購入を行った投資信託の約定金額が、翌年のロールオーバー分を控除した非課税投資枠を超過する場合には、当該超過分の購入は課税口座で行われます。

2. 非課税口座での年またぎの解約

(1) 非課税期間が終了する投資信託について、解約のお申し込みを本年中に行っていた場合でも、受渡日（解約代金入金日）[※]が翌年となる場合（以下「年またぎの解約」といいます。）、以下のような取扱いとなります。

※ 各ファンドごとの受渡日は、目論見書をご覧ください。

イ. ロールオーバーを選択された投資信託を解約する場合

ロールオーバー後の受渡しとなるため、翌年の非課税投資枠を使用したうえでの解約となります。

ロ. 課税口座への移管を選択された投資信託を解約する場合

課税口座への移管後の受渡しとなるため、解約価額が取得費（移管時の時価（本年12月末時点の時価））を上回る場合、その差額（譲渡益）について課税されます。

【投信インターネットサービスをご利用のお客さまは、以下(2)もご確認ください】

(2) 課税口座への移管を選択された投資信託の年またぎの解約を行う場合、投信インターネットサービスの「お預り資産一覧」画面（解約の際に使用する画面）上の「口座」欄が解約申込時点で「非課税」となっている場合、翌年、課税口座への移管後の受渡しとなるため、解約に伴う譲渡益について課税されます。

※ 非課税口座内の勘定年毎の投資信託の残高（本年末に非課税期間が終了する投資信託の残高）は、「資産管理」-「非課税口座枠・残高照会」より照会することができます。